

令和3年1月7日	
資料提供	
担当課	I R推進室
担当者	楠見、大石、大久保
電話	073-441-2334



「和歌山県特定複合観光施設設置運営事業実施方針」の公表について

特定複合観光施設区域整備法（平成30年法律第80号）第6条では、都道府県等は特定複合観光施設区域を整備しようとするときは、国土交通大臣が定める特定複合観光施設区域の整備のための基本的な方針（以下、「基本方針」という。）に即して、特定複合観光施設区域の整備の実施に関する方針（以下、「実施方針」という。）を定めなければならないとされています。また、実施方針を定めようとするときは、立地市町村等及び公安委員会との協議をしなければならないとされています。

令和2年12月18日に公表された基本方針に即して、また、和歌山市及び和歌山県公安委員会との協議を踏まえて、本日、実施方針を別添のとおり定めましたので、公表します。

【今後のスケジュール（予定）】

項目	時期
提案審査書類等の提出期限	2021年1月15日
優先権者の選定	2021年春頃
区域整備計画の認定申請	2022年4月28日まで
IR開業	2026年春頃

※その他詳細については、当室ホームページをご覧ください。
<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/020100/ir/top.html>